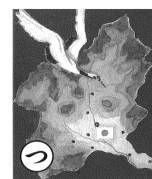




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年2月5日（金） 第9873号

■ 目 次

	ページ
規 則	
○群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（農政課）	2
公 告	
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（都市計画課）	3
○開発工事の完了（建築課）	3
落 札	
○落札者等の決定（介護高齢課）	3
○同	4

■規則

群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年二月五日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第九号

群馬県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

群馬県農業協同組合法施行細則(昭和三十八年群馬県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「又は記名押印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、甘楽都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年2月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 甘楽都市計画地区計画 甘楽第一産業団地地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和3年1月21日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び甘楽町建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年2月5日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字藤川字豊原59-2	邑楽郡邑楽町大字中野1945番地57 AK Iハウス中野Ⅲ102 蜂須裕弥
2	邑楽郡明和町千津井472-2、472-3、472-4、472-5、472-6、472-7	邑楽郡明和町千津井472番地2 藪部賢司
3	邑楽郡板倉町大字靍谷字中1691-10	邑楽郡板倉町大字板倉2197番地 ウエストヘリテージー101 山崎政登

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年2月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 手指消毒用エタノール 36,5000
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県健康福祉部介護高齢課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年7月16日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 東京サラヤ株式会社北関東支店 埼玉県さいたま市北区別所町1122-1
- 5 随意契約に係る契約金額 67,452,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年2月5日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 防護服 178, 800枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県健康福祉部介護高齢課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年9月16日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 ミドリ安全群馬株式会社 群馬県前橋市西片貝町4-16-17
- 5 随意契約に係る契約金額 38,745,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
